

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年六月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例（平成三十一年三月奈良県条例第二十九号

）附則第一項第四号に掲げる規定の施行期日は、令和元年六月二十五日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。